別添 処分量定の基準

前歴	累積点数車種	2点又は 3点	4点又は 5点	6 点から 8 点	9 点以上
なし	大型車等			30 日	45 日
	普 通 車			20 日	30 日
	二輪車等			10 日	15 日
一回	大型車等		30 日	45 日	60 日
	普通車		20 日	30 日	40 日
	二輪車等		10 日	15 日	20 日
· 一 回	大型車等	30 日	45 日	60 日	75 日
	普通車	20 日	30 日	40 日	50 日
	二輪車等	10 日	15 日	20 日	25 日
三回以上	大型車等	45 日	60 日	75 日	90 日
	普通車	30 日	40 日	50 日	60 日
	二輪車等	15 日	20 日	25 日	30 日

注:1 「大型車」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

注:2 「普通車」とは、普通自動車をいう。

注:3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車を いう。